

「エネルギー地産地消スタートアップ支援事業委託業務」企画提案指示書

1 業務名

エネルギー地産地消スタートアップ支援事業委託業務

2 目的

道内には、太陽光や風力、木質系・畜産系バイオマス、地熱や水力といった多様なエネルギー資源が豊富に賦存しており、こうした資源を活用し、エネルギーの地産地消に取り組み、地域経済の活性化や雇用創出を図ることが重要である。

しかしながら、現時点で新エネの導入予定がない市町村や、「取組に必要な専門人材の不足」、「参考とすべき先進事例等の情報不足」、「相談窓口の不足」といった課題があることなどから取組意向はあるものの具体的な取組に至らない市町村が存在しており、こうした市町村に対し、具体的な取組の開始を促すとともに、希望する市町村等（コンソーシアム含む。）に「地域新エネルギー導入コーディネーター」を派遣し、事業・収支計画策定等の取組に向けた助言を行う。

3 業務の内容

業務を実施する事業者（受託者）は、上記の目的を達成するため、次の業務を実施する。

(1) コーディネート業務について

ア 市町村の意向の確認

- ・地域におけるエネルギー地産地消の取組の掘り起こしや助言を行うため、道内市町村におけるエネルギー地産地消の取組に対する意向や取組の状況、課題等を調査する。

イ 市町村等への支援業務

- ・地域の取組を側面から支援する次の業務を行う。

業務	具体的な内容
① 地域におけるエネルギー地産地消の取組の掘り起こし(道から指定された地域への訪問対応を含む)	・現時点で新エネの導入予定がない市町村や、エネルギー地産地消に取り組む意向があるものの具体的な取組に至っていない地域を対象に、訪問などにより地産地消の取組を促す
② エネルギー地産地消に取り組もうとする市町村等に対する、総合的な助言や情報提供などの実施	・コーディネーターの派遣を希望する市町村等への助言を行う ・エネルギー地産地消の取組の具体的な提案 ・エネルギー地産地消にかかる事業計画、収支計画等の策定支援 ・エネルギー地産地消にかかる地域の連携体制、推進体制の構築支援 ・先進事例の成果や課題解決策等の情報提供
③ エネルギー地産地消事業化モデル支援事業(注1) 認定地域の取組への助言	・モデル地域5地域で実施される検討会議へ出席し、課題の洗い出しや課題解決策等の地域への助言を行う

- ・業務を円滑かつ確実に実施できる体制を構築すること。
- ・業務担当者(以下、「コーディネーター」という。)を定め、実施すること。
- ・業務の実施にあたっては、地域の取組状況、取組の課題・対応策、他地域の事例等について情報収集に努めるとともに、コーディネートを希望する市町村を訪問して直接助言を行うこと。
- ・③の検討会議の回数は1地域あたり3回を想定すること。

注1：エネルギー地産地消事業化モデル支援事業について

<事業概要>

地域における先駆的なエネルギーの地産地消のモデルとなる取組に対し、システムの検討、設計段階から事業化まで一貫して最大5年間の支援を行う。

<対象>

市町村または市町村と法人等で構成された共同体

<補助率等>

- ・平成29年度認定事業継続分：1億円以内、定額（最長5年間、5億円限度）
- ・平成30年度新規募集分：1.25億円以内、定額（最長4年間、5億円限度）

<平成29年度認定地域>

- ・上士幌町（畜産バイオマス）
- ・南富良野町（スマート街区・木質バイオマス・雪氷冷熱）
- ・弟子屈町（地熱）
- ・稚内市（風力・水素利用）

<平成30年度新規募集>

小規模な集落でも応用が可能なモデルを1地域追加する予定

ウ 道との連絡調整会議の開催等

- ・コーディネータ業務は、日常的に道と情報共有を図りながら実施するとともに、業務の実施状況や今後の実施方策等について、月に1回程度、道と情報交換を行う連絡調整会議を開催すること。
- ・道が開催する、地域の新エネルギー導入促進に関する各種検討会議に必要な応じてオブザーバーとして参加すること。

エ PR資料の作成

- ・コーディネータ業務をPRするための資料（チラシ）を作成すること。

(2) コーディネータ業務に関する留意事項について

ア コーディネータの能力等

- ・コーディネータとして必要な資格は定めないが、目的達成のため、企業等においてエネルギー管理の経験がある者、市町村のエネルギー関連計画の策定や新エネルギー導入プロジェクトなどに携わった実績を有する者などとする。
- ・コーディネータの人数は定めない。

イ コーディネータ業務の区域

- ・コーディネータ業務の区域は全道一円とする。

ウ コーディネータの配置場所

- ・コーディネータの配置場所は、全道一円でコーディネータ業務が可能となる場所とすること。なお、コーディネータ業務を円滑かつ効率的に実施するため、コーディネータ業務を総括するとともに業務処理を担う業務処理責任者を定めることとし、業務処理責任者は、日頃から道との連絡調整等が可能となるよう、札幌市内に配置すること。
- ・コーディネータを複数配置する場合は、コーディネータ間の情報共有に努めること。

4 企画提案審査の評価基準

企画提案の評価は、次の事項が適切かつ効果的なものであるか審査し、総合的に判断する。

(1) 企画提案者の業務能力全般（実施体制、実績、新エネルギーに関する知見の有無）

(2) 企画提案の内容（コーディネータ業務の内容）

- ・実施体制
- ・企画内容(取組の掘り起こし方法、市町村等への取組の具体的な提案方法等)

5 契約期間及びスケジュール

(1) 契約期間

契約締結日から平成31年3月31日までとする。

(2) スケジュール

ア 公告	平成30年	4月	9日(月)
イ 参加表明書の提出	平成30年	4月	25日(水)
ウ 企画提案書の提出	平成30年	5月	14日(月)
エ 審査委員会	平成30年	5月	下旬
オ 審査結果通知及び契約締結	平成30年	6月	月上旬

6 予算上限額(消費税及び地方消費税を含む)

5,500千円

7 留意事項

(1) 契約区分は、「準委任」に属する契約とし、事業終了後に実支出額により精算する。

管理費等の精算について、その考え方(事業者(受託者)の各種規定、計算式等)を契約締結前に道が確認する場合がある。

(2) 業務に要する経費のうち、他の委託事業や補助事業等で対象となっているものについては、本業務の対象とならない。

(3) 本業務で取り扱う個人情報、個人情報保護法、北海道個人情報保護条例及び事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき指針等の個人情報保護制度に基づき、適正に取り扱うこと。

(4) 本業務実施に伴って発生する著作権その他の権利は道に帰属する。

8 成果品の提出

業務終了後、次の成果品を提出すること。また、それらのデータをCD若しくはDVDにまとめ、正副2部提出すること。

- ・業務報告書及びその概要版 A4版各2部

9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び添付書類を提出すること。

(1) 提出書類 参加表明書(別紙様式による)

添付書類

- ①道内に営業拠点を有していることが分かる資料(登記事項証明書等(写し可))
- ②税を滞納していないことが分かる資料(道税の納税証明書(写し可)、消費税及び地方消費税に関する納税証明書(写し可))
- ③過去に策定した市町村等のエネルギーに関する構想等の表紙と作成した企業名が掲載されている部分の写し(企業名が掲載されている箇所がない場合は別紙申出書)

(2) 提出部数 参加表明書、添付書類とも1部

(3) 提出期限 平成30年 4月 25日(水) 午後5時(必着)

(4) 提出場所 下記12のとおり

(5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

10 企画提案書の提出

参加表明書提出後、道から企画提案書提出の要請を受けた者は、次のとおり関係書類を提出すること。

(1) 提出書類 企画提案書(別紙様式による)、付属資料(A4サイズの任意様式)

- (2) 提出部数 企画提案書、付属資料とも7部
※1部は企画提案者名が記載され、代表者印が押印されたもの、6部は企画提案者名が記載されていないもので代表者印が押印されていないもの。(文中も企画提案者が特定できないようにすること。)
- (3) 提出期限 平成30年 5月14日(月)午後5時(必着)
- (4) 提出場所 下記12のとおり
- (5) 提出方法 持参又は郵送(簡易書留、書留のいずれか)による

1.1 その他

- (1) 企画提案の採否については文書で通知する。
- (2) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、プロポーザルに参加の意思がないものと見なす。なお、参加表明書の提出後にプロポーザルに参加しない場合は、企画提案書の提出期限までに下記12の担当者に連絡すること。
- (3) 提出された企画提案書の内容にかかるヒアリングの日程については別途通知する。企画提案書が5を超えるときは書類選考を行う場合がある。

1.2 問合せ先、参加表明書等及び企画提案書の提出先

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(北海道庁本庁舎8階)
北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室 省エネ・新エネグループ(担当:山口)
電話:011-204-5319 FAX:011-222-5975